

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | ぎふ魅力づくり推進部 |
| | | 令和5年度4月～8月分 必要に応じて令和4年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画並びに令和5年度 現地監査等実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和5年8月1日～令和5年8月22日及び
令和5年10月2日～令和5年11月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項は、「月額をもって定める報酬は毎月これを支給し、年額をもって定める報酬は毎年3月これを支給する。」と規定している。

しかしながら、年額をもって定める令和4年度岐阜市スポーツ推進委員報酬について、令和5年3月末までに支払うべきところ、令和5年4月6日に支払われていた。

また、支払遅延に係る遅延損害金(341円)が4月28日に支払われていた。

イ 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」、また、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は、「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。

しかしながら、令和5年5月2日付けで契約が締結された「大阪・お城フェス2023」出展料は、令和5年7月21日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

また、令和5年4月1日付けで交付決定された「令和5年度岐阜祭事業補助金」、「令和5年度原三溪頭彰事業補助金」、「令和5年度手力雄神社火祭り事業補助金」は、それぞれ令和5年6月7日、令和5年6月8日、令和5年6月20日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

今後は、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 適正な事務執行について

岐阜市観覧船に関する条例第4条第1項は「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乗船の承認を取り消すことができる。」、同項第1号は「この条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき又は市の職員の指示に従わないとき。」と規定している。また、同条例施行規則第3条は、「申込者は、前条第2項の通知を受けたときは、乗船前までに乗船料を市長に納入しなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和4年7月20日の乗船前までに乗船料が納入されていないにもかかわらず、承認を取り消すことなく乗船させていた。

今後は、岐阜市観覧船に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。